

# 宍粟市危機管理基本指針

平成27年5月

宍粟市

# 目次

## 第1章 総則

1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 指針の役割
3. 定義
  - (1) 危機
  - (2) 危機管理
  - (3) 所管部局
  - (4) 主たる所管部局
4. 危機の種類及び指針が対象とする危機・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (1) 市の責務
  - (2) 各部局の責務
  - (3) 職員の責務
6. マニュアルの作成
  - (1) マニュアルの作成
  - (2) マニュアルを作成する際の留意事項
  - (3) マニュアルの見直し
7. 市に想定される危機事象と市における所管部局・・・・・・・・・・ 5

## 第2章 危機管理体制

1. 体制構築の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 危機管理に対する職員の役割
  - (1) 市長の役割
  - (2) 副市長の役割
  - (3) 部局長の役割
  - (4) 次長及び副局長の役割
  - (5) 課長の役割
3. 危機事象発生時等における担当部局の調整
4. 市長への報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (1) 所管部局及び危機管理部局による警戒
  - (2) 宍粟市危機対策本部の設置
6. 連絡体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - 危機事象発生時の体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 第3章 事前対策

1. 危機事象の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2. 職員研修及び訓練の実施
3. 資機材の整備
4. 関係機関との連携

5. 情報の収集	
6. 市民等への啓発	
第4章 応急対策	
1. 職員の参集	1 1
2. 情報の収集、伝達、分析	
3. 被害者への対応	
4. 被害の拡大防止	
(1) 避難誘導	
(2) 二次災害の防止	
5. 市民相談窓口の設置	
6. 広報活動	1 2
(1) 市民等への広報	
(2) 報道機関への情報提供	
第5章 事後対策	
1. 安全の確認	1 3
2. 市民等への周知	
3. 復旧・復興の推進	
4. 対策本部の解散	
5. 分析・評価	
(1) 原因分析	
(2) 危機対策の評価	
6. マニュアル等の見直し	

# 第1章 総則

---

## 1. 目的

宍粟市危機管理基本指針（以下「指針」という。）は、宍粟市地域防災計画、宍粟市国民保護計画及び宍粟市新型インフルエンザ等対策行動計画が対象とする危機を除く、市民及び滞在者（以下「市民等」という。）の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対し、本市が実施する危機管理に関する基本的事項を定めることにより、計画的な危機管理対策の推進を図り、市民等の安全・安心を確保することを目的とする。

## 2. 指針の役割

この指針は、市としての危機管理に関する基本的事項を定めるものであり、各部局は指針に基づき、想定される各危機に対するマニュアルを整備し、具体的な対策を行う。

また、この指針において市に想定される危機及びその所管部局を明確にすることにより、それぞれの危機へ迅速に対処することができる危機管理体制の整備を図る。

マニュアルが未作成の事案、想定にない事案が発生した場合には、指針の規定及び関係法令を根拠として危機へ対処する。

## 3. 定義

この指針において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

### (1) 危機

市民等の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態をいう。

この指針においては、これを「災害」「武力攻撃事態等」「新型インフルエンザ等」「危機事象」の四つに大別して定義する。

#### ア 災害

災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号で定められている「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

#### イ 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2項及び第3項で定められている「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」、並びに同法第25条第1項で定められている「緊急対処事態」をいう。

#### ウ 新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項及び第9項で定められている「新型インフルエンザ」、「再興型インフルエンザ」及び「新感染症」をいう。

#### エ 危機事象

危機事象とは、災害、武力攻撃事態等及び新型インフルエンザ等を除いたその他すべての危機をいう。

### (2) 危機管理

危機を未然に防止し、また発生した時に被害を最小限に抑制するための諸活動。諸活動には、「事前対策」「応急対策」「事後対策」がある。

### (3) 所管部局

個別の危機事象に対して、平時より備えを進める責務を有するとともに、そのために関係機関と必要な調整を行う。また、危機事象発生時には初動対応の責務を担う部局。

なお、国、県及びその他関係機関が法的責務を有し、主として対応する危機事象にあつては、市の連絡調整窓口となり、国、県及びその他関係機関に協力する責務を担う部局。

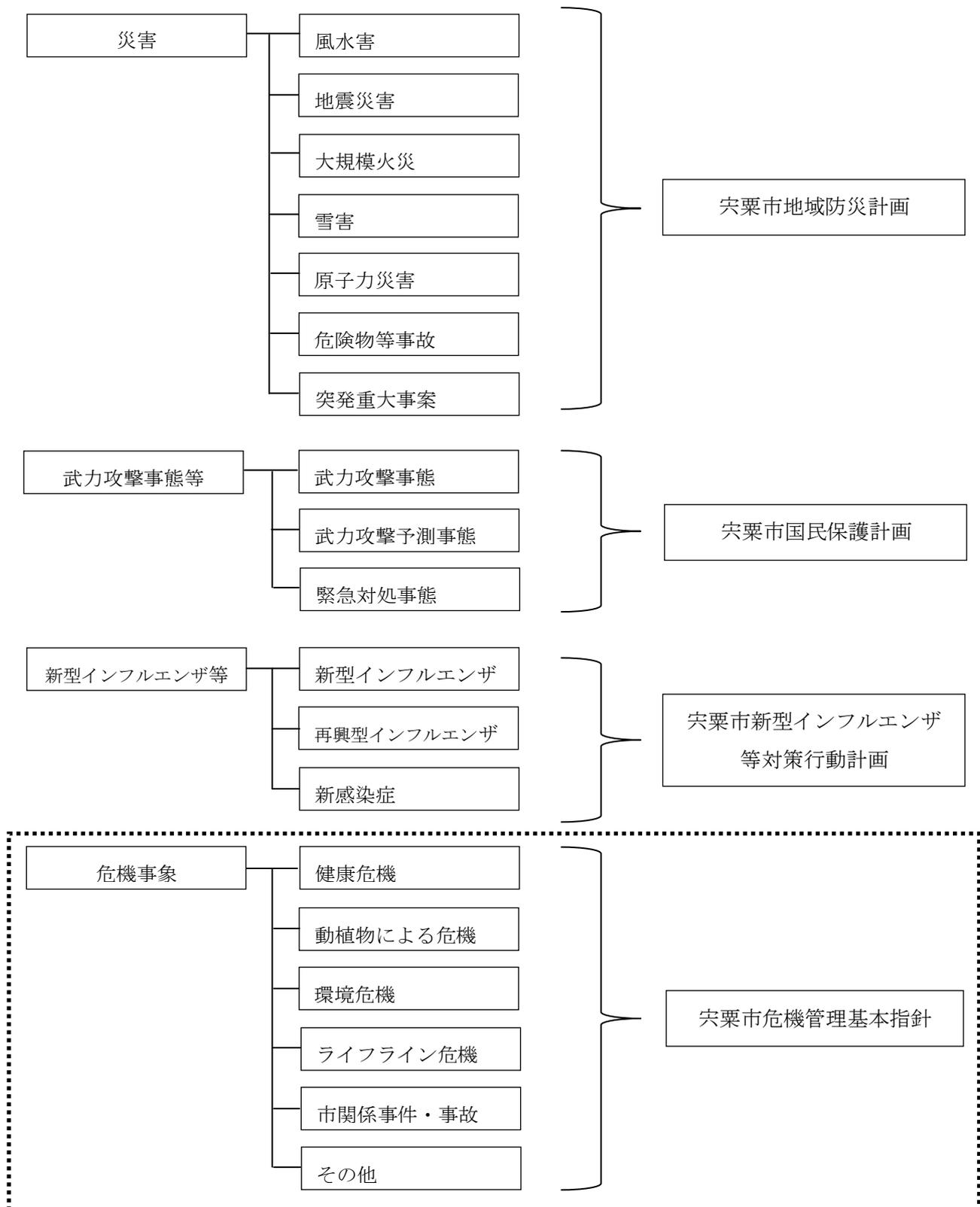
### (4) 主たる所管部局

複数の部局で対応が必要な危機事象に対して、迅速な初動対応を行うために関係する部局及び関係機関と連絡調整を行い、必要な措置を講じる責務を担う部局。

なお、国、県及びその他関係機関が法的責務を有し、主として対応する危機事象にあつては、市の連絡調整窓口となり、国、県及びその他関係機関に協力する責務を担う部局。

#### 4. 危機の種類及び指針が対象とする危機

指針が対象とする危機は、前項で定義した「危機事象」とする。



## 5. 責務

### (1) 市の責務

市は、市民等の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するために、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国、県、他の地方公共団体及びその他の関係機関と相互に連携し、危機に対する対策を総合的かつ計画的に実行する責務を有する。

### (2) 各部局の責務

各部局は、所管する事務に関連して想定される危機に備え、マニュアルの作成や予防措置に努め、危機の発生時にはマニュアルに基づき迅速かつ的確な対策を講じるとともに関係部局及び関係機関と連携して当該危機に対処する。

### (3) 職員の責務

職員は、自らの職務及び職責に応じ、常に起こり得る危機を想定し、その対策について検討するとともに、情報の収集及び研修、訓練などを通じ個別のマニュアルにおける役割を十分に認知し、必要な技術や知識の習得に努めなければならない。

## 6. マニュアルの作成

### (1) マニュアルの作成

各部局は、所管する事務に関する平常時の危機管理（事前対策）、危機発生時の対応（応急対策）及び危機収束時の対応（事後対策）を迅速かつ的確に行うことを目的として、個別の危機に対応するマニュアルを関係部局及び関係機関と十分協議し、作成する。

また、国、県及びその他関係機関が主として対処する危機事象についても市の対応等を関係部局及び関係機関と十分協議し、個別の危機に対応するマニュアルを作成する。

作成したマニュアルについては、副本を危機管理担当部局へ提出する。

### (2) マニュアルを作成する際の留意事項

マニュアル作成時には、次の事項について留意したうえで内容を検討する。

- ア 事前対策は、ハード対策とソフト対策を組み合わせるよう努める。
- イ 応急対策は、市民の生命、身体及び財産の保護を最優先にする。
- ウ 過去の類似事例を参考に効果的な対策を検討する。
- エ 関係部局及び関係機関との役割分担と連携について検討する。
- オ 緊急性の高さなどを考慮し、対策に優先順位を付ける。

(3) マニュアルの見直し

各部局は、関係法令の改正、本指針の改正、危機収束後の事後評価などにより適宜マニュアルの見直しを行う。

7. 市に想定される危機事象と市における所管部局

市に想定される危機事象をおおむね下表のように分類する。

想定される危機		市における所管部局
区分	事象例	
健康危機	重大な感染症	健康福祉部
	集団食中毒	
	劇毒物による事故等	
	医薬品等による健康被害	
	食品による健康被害	
	学校給食による事故等	教育委員会事務局
動植物による危機	危険動植物の発生	産業部・市民生活部
	家畜伝染病	産業部
	野生鳥獣などによる農作物被害	
環境危機	環境汚染（大気、土壌、水質）	市民生活部
	有害物質などの流入出事故	
ライフライン危機	大規模な断水	建設部
	異常湧水	
	水道における水質異常	
	上下水道の大規模停止	
	電気・電話の大規模停止	まちづくり推進部
市関係事件・事故	本庁舎内での事件・事故	企画総務部
	市管理施設又は管理物（本庁舎以外）での事件・事故	当該施設又は事象の担当部局
	市関連施設での事件・事故	
	市主催イベントでの事件・事故	
その他	行政運営に重大な支障を来たす事態等	

## 第2章 危機管理体制

---

### 1. 体制構築の方針

市は、実行力のある危機管理を行うために、平時よりそれぞれの危機事象に応じた体制を構築するとともに職員それぞれの責務を明らかにする。

### 2. 危機管理に対する職員の役割

#### (1) 市長の役割

市長は、市の危機管理の最高責任者として、リーダーシップを発揮し、市全体の対応方針を明らかにする。

#### (2) 副市長の役割

副市長は、市長を補佐し、市長が不在のときに危機事象が発生した場合は、市長の職務を臨時代行する。

#### (3) 部局長の役割

部局長は、平時より所管する組織及び事務に関して、次長、副局長及び課長と密に連携を図りつつ責任を持って危機事象に対する事前準備を行い、危機事象が発生した場合には、部内職員を指揮監督し、組織的に迅速かつ的確な対応を行う。

また、所管する危機事象について、主たる所管課長を指名し、必要となるマニュアル等の作成を指示する。

#### (4) 次長及び副局長の役割

次長及び副局長は、部局長を補佐し、部局長が不在のときに危機事象が発生した場合は、部局長の職務を臨時代行する。

#### (5) 課長の役割

課長は、平時より所管する事務に関して、部局長及び次長などと密に連携を図りつつ、責任を持って危機事象に対する事前準備を行い、マニュアル等の整備とそのメンテナンスに努める。

また、危機事象が発生した場合は、課内職員を指揮監督し、マニュアル等が効果的に運用されるよう努める。

### 3. 危機対策連絡会議

危機事象の発生または発生するおそれがある場合に、その事象を覚知した所管及び関係部局または危機管理担当部局において、規模や発生時期、関係機関等の連携内容により、今後の対策について検討するものとし、危機への対処、又はその発生を防止するため、複数部局または全庁的な対応が必要であり、市長が必要であると認める場合は、危機対策本部を設置するものとする。

また、危機として取扱うかどうかの判断や所管が不明な場合の担当部局の決定など、対

処方針の決定等についても対応するものとし、協議する関係部局の招集等の調整は、危機管理部局が行うものとする。

#### 4. 市長への報告

危機事象の発生または発生する恐れがある場合に、所管部局長または危機管理部局長は次に掲げる事項を速やかに、市長及び副市長へ報告する。

- (1) 危機事象の概況（何が起きているのか）
- (2) 発生日時（いつ発生したのか）
- (3) 発生場所（特定の場所又は不特定の場所か）
- (4) 発生原因（原因は判明しているか）
- (5) 危機事象拡大の可能性（事態の拡大、継続又は再発の可能性はあるか）
- (6) 被害状況及び程度（人的及び物的被害の拡大はどうか）
- (7) 必要な支援（人的及び物的支援の必要性はどうか）

#### 5. 危機事象による配備態勢

##### (1) 所管部局及び危機管理部局による警戒等

###### ア 所管部局等による警戒及び対応

###### (ア) 設置基準

危機が発生し、又は発生する恐れがあるが、事態が急激に悪化する恐れは少なく、通常の所管部局において対応できる状態。

###### (イ) 組織及び運営

所管部局が主導で対応し、危機管理部局が補佐をする。

###### (ウ) 役割

- ・危機事象についての情報の収集
- ・関係機関及び関係部局との連絡調整
- ・危機事象への対応方針決定
  - ・危機管理担当部局への情報提供
  - ・危機対応体制（災害対策本部の設置）移行の判断

##### (2) 危機対策本部の設置

###### ア 宍粟市危機対策本部の設置

###### (ア) 設置基準

- ・危機が発生し、又は発生する恐れがあるが、局所的で想定される被害が限定的な場合。（小規模）
- ・甚大な被害が発生する恐れのある危機が発生しているが、事態が急激に悪化する恐れが少ない場合。（中規模）
- ・甚大な被害が発生する恐れのある危機が発生し、又はすぐに発生する恐れが

## 高い場合（大規模）

### イ 組織及び運営

- (ア) 危機対策本部の本部長は市長とする。
- (イ) 危機対策本部の副本部長は副市長及び教育長とする。
- (ウ) 危機対策本部は市役所3階に設置する。ただし、被害状況などにより別の場所に設置することができる。
- (エ) 危機対策本部の組織等は指針に定めるもののほか宍粟市地域防災計画に準じる。
- (オ) 危機対策本部の事務局は、危機管理担当部局及び主たる所管部局とする。
- (カ) 危機対策本部はマニュアルに基づき危機事象に対処する。

### ウ 役割

- (ア) 危機事象についての情報の収集・集約
- (イ) 関係機関及び関係部局との連絡調整
- (ウ) 危機事象への対応方針決定
- (エ) 危機対応体制移行の判断

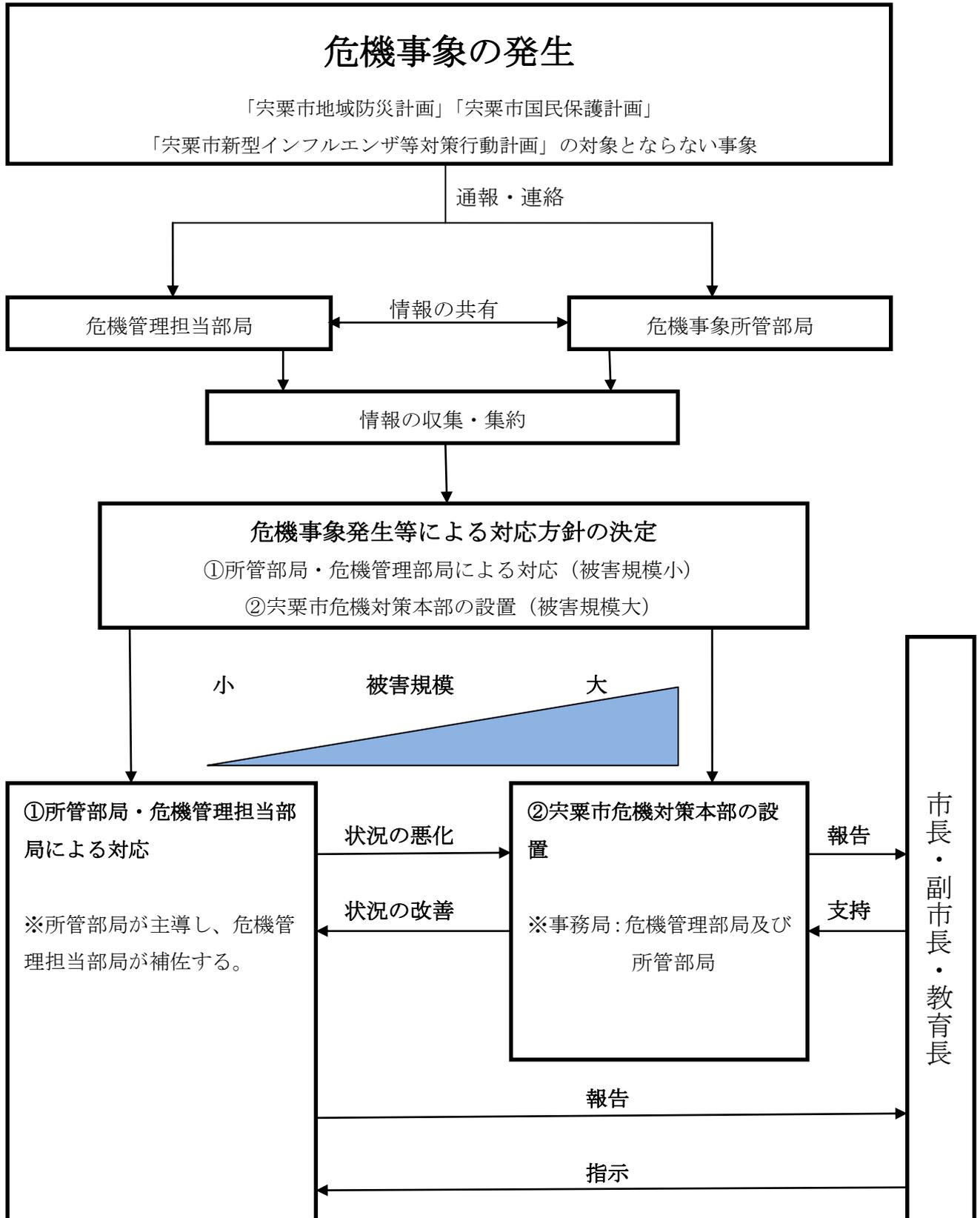
危機対策本部概要	
設置場所	本庁舎3階
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
構成員・規模等	宍粟市地域防災計画に準じる
事務局	危機管理担当部局及び主たる所管部局

## 6. 連絡体制の整備

所管部局は、迅速な初動対応を行うために、夜間及び休日も含めた緊急連絡名簿を整備し、第一報の伝達及び職員の非常参集などに備える。

また、緊急連絡名簿は適宜時点修正を行うこととする。

【危機事象発生時の対処フロー図】



## 第3章 事前対策

---

### 1. 危機事象の想定

所管部局は、想定される危機事象について、あらかじめ事象の抽出及び整理を行い、被害の未然防止に努めるとともに、マニュアル等を作成し、危機事象発生時に円滑な対策が実施できるように備える。

### 2. 職員研修及び訓練の実施

所管部局は、職員一人ひとりの危機意識向上のため、想定される危機事象に応じた研修及び訓練を計画的に実施し、危機事象発生時に円滑な対策が実施できるように備える。

危機管理担当部局は、危機事象発生時に指針に基づき円滑な対策が実施できるよう計画的に訓練を実施する。

### 3. 資機材の整備

所管部局は、想定される危機事象発生時の応急対策に必要な資機材などの整備に努める。

また、あらかじめ整備することに支障のある資機材などについては、危機事象発生時に円滑に調達できる体制を整えておく。

### 4. 関係機関との連携

所管部局は、想定される危機事象発生時の応急対策が円滑に実施できるよう、危機事象発生時における活動や連絡体制などに関して、県、自衛隊、宍粟警察署、西はりま消防本部、医療機関、ボランティア団体などの関係機関と日頃から連携を密にしておく。

### 5. 情報の収集

所管部局は、危機事象発生に備えて情報収集体制を強化し、関係部局及び関係機関との密な連携を図り、情報収集が迅速に行えるよう体制の整備を行う。

### 6. 市民等への啓発

所管部局は、想定される危機事象の発生防止、被害軽減、風評被害の防止等を図るため、関係部局及び関係機関と連携し、市民等に対して事前に危機事象発生時における市の対応策など、正確な情報を提供するように努める。

## 第4章 応急対策

---

### 1. 職員の参集

所管部局長または主たる所管部局長は、市内に危機事象が発生した場合あるいは発生する可能性がある場合は、迅速な初動対応を行うために緊急連絡名簿に基づき、職員の参集を行う。

職員の参集については、事務分掌に基づき担当課長、事務担当者及びその他必要な職員を参集するものとする。

### 2. 情報の収集、伝達、分析

所管部局または主たる所管部局は、市内に危機事象が発生した場合あるいは発生する可能性がある場合は、速やかに関係部局及び関係機関と連携し、あらゆる方策を講じて情報収集活動を実施するとともに、収集した情報は関係部局及び関係機関へ伝達し、情報の共有化を図る。

また、収集した情報は情報内容別などに整理するとともに、的確な分析を行い、その後の対応策の決定などに活用する。

### 3. 被害者への対応

人的被害が発生した場合あるいは発生する可能性がある場合は、人命の救出及び市民等の安全確保を最優先し、西はりま消防本部、宍粟警察署及び自主防災組織などの関係機関の協力を得て、二次災害が発生することのないよう安全性を確認したうえで、被害者の救出、救助を行うとともに、負傷者に対して必要な応急手当てを行う。

### 4. 被害拡大の防止

#### (1) 避難誘導

危機事象により、人的な被害が発生するおそれがあり、避難が必要であると判断した場合は、避難対象区域、避難先、避難ルートなどを定め、関係機関の協力を得て避難誘導を行う。

#### (2) 二次災害の防止

危機事象による被害の拡大と二次災害を防止するために危機事象の発生場所等周辺の安全を確保する必要がある場合、関係機関と連携し、危険施設や区域の安全点検、立ち入り制限、その他必要な措置を講じるとともに、講じた措置について速やかに市民等へ周知する。

### 5. 市民相談窓口の設置

危機事象発生後、必要と認められる場合は市民相談窓口を設置し、市民等からの問い合わせ

わせや要望に対応するとともに、被害状況等の情報収集に努める。

## 6. 広報活動

所管部局は広報担当課と連携し、発生した危機事象に関する情報の一元的な管理を行うとともに、発生した危機事象の事実関係や市の対応策などについて、正確な情報を速やかに市民等に対して広報し、風評被害の防止や市民へ必要以上に不安感を与えないように努める。

### (1) 市民等への広報

#### ア 市民等へ広報する主な項目

- (ア) 危機事象の発生状況
- (イ) 拡大災害や二次災害の危険性の有無
- (ウ) 市民等がとるべき対処方法等
- (エ) 市が実施している応急対策の実施状況
  - ・高齢者等要配慮者への支援の呼びかけ
  - ・ライフライン等生活関連情報
  - ・その他必要と認められる情報

#### イ 市民等への広報手段

- (ア) 報道機関の活用
- (イ) 広報車
- (ウ) 市のホームページ
- (エ) メール、ファックス
- (オ) 音声お知らせ装置
- (カ) チラシ、広告
- (キ) その他利用可能な広報手段

### (2) 報道機関への情報提供

#### ア 広報責任者の設置

危機事象の発生に際しては、本部長を広報責任者とする。

#### イ 取材対応の一元化

広報責任者は、報道機関など外部へ情報発信する担当者を選任し、広報窓口を集約して一元的な情報提供を図る。

#### ウ 情報提供時期

危機事象発生直後は、その時点で確認できた情報を憶測など混同することなく随時に情報提供を行う。

また、危機事象がその内容・規模等により長期化・継続化する場合は、情報の提供頻度を随時から定期に切り替える。

## 第5章 事後対策

---

### 1. 安全の確認

所管部局または主たる所管部局は、危機事象に対する応急対策が概ね完了し、新たな被害の危険性がないと判断した場合は、速やかに安全確認を行う。

### 2. 市民等への周知

危機事象に対する安全が確認された場合は、報道機関に情報提供を行うなど、利用可能な媒体を活用して広く市民等へ周知を図り、風評被害の防止等に努める。

### 3. 復旧・復興の推進

所管部局または主たる所管部局は、関係部局及び関係機関と連携及び協力し、危機事象による市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるために、迅速かつ円滑に復旧・復興の推進を図る。

### 4. 対策本部の解散

当該危機事象に対する安全が確認され、新たな被害の危険性がないと対策本部の本部長が判断した場合は、市長と協議のうえ、当該危機事象に対する対策本部を解散する。

### 5. 分析・評価

#### (1) 原因分析

所管部局は関係部局と協議し、危機の発生・拡大原因の分析を行う。

#### (2) 危機対策の評価

所管部局及び関係部局は、各々が行った対応策についての事後評価を行い、対応策の見直しの必要性を検討する。

### 6. マニュアル等の見直し

所管部局または主たる所管部局及び関係部局は、分析・評価の結果を踏まえ必要であればマニュアル等の見直しを行い、今後の同種の危機発生に備える。